



平成 26 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名	兵 機 海 運 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 大 東 洋 治
コ ー ド 番 号	9 3 6 2 (東 証 第 二 部)
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 部 長 安 積 拓 也
	電 話 : 078 - 940 - 2351

「内部統制システム基本方針」に関する一部改定に関するお知らせ

当社取締役会は「内部統制システム基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所を下線で示しております。)

従前方針からの主な変更点は、⑤企業集団における業務の適正性を確保するための体制の項目において、グループ企業間の立場をより明確化したことであります。

記

「内部統制システム基本方針」

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- ・不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時監査役に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
- ・取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては、各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
- ・さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に、必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等をもってこれを検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果たす一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ・「職務分掌規定」、「職務権限規定」により職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。

⑤当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ・当社は外航事業として、子会社長門海運株式会社及び海外仕組み船子会社（パナマ）等を有している。
- ・子会社及びその実質責任者は当社支店組織及び支店長クラス同等と認識し、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。
- ・海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。

⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、内部監査室の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないこととする。
- ・監査役は、適切な職務遂行のため監査の環境の整備に努め、かつ取締役または取締役会は、監査役の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。

⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会、支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
- ・監査役は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
- ・不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査役に入るシステムとして「内部通報規定」を制定している。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・⑦の体制により監査役の情報共有化のルートが明確であり、必要な報告が適時に監査役会に報告される体制を構築することで、監査役会の監査の実効性を担保する。

以 上

(平成 26 年 1 月 24 日改定)